

【令和2年5月時点】

事業名称：要介護度改善ケア奨励事業
事業概要：入所・入居施設職員の意欲向上を図るとともにさらに質の高い介護サービスの提供の継続を推進することを目的に、サービスの質の評価を前提に、入所・入居者の要介護度の改善人数に応じた奨励金を支給。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	東京都品川区 ※東京都品川区のほかに、東京都江戸川区、神奈川県川崎市、福井県、愛知県名古屋市、滋賀県、岡山県岡山市においても、介護サービス利用者の状態が維持・改善した場合に介護サービス事業者へインセンティブ付与を実施している。	
社会的課題及びその背景	品川区では、平成15年度より「品川区施設サービス向上研究会」（以下「研究会」という。）を立ち上げ、特別養護老人ホーム・老人保健施設・特定施設（ケアホーム）、障害者施設等が自らサービス内容を見直すことが重要との考えの下、それらの施設を対象としたセルフチェック（自己評価）シートの開発・運用等を通じて、サービス内容の改善に取り組んでいるところ、それらの取組による、サービスの質の向上に対する施設職員の意欲の向上を図る方策を模索していた。	
目指す成果	施設における介護サービスのセルフチェックを通じた介護サービスの質の向上及びそれによるサービス対象者の要介護度の改善	
サービス対象者	研究会に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設に入所、または入居する品川区被保険者。	
事業関係者	委託者	なし (実施主体：品川区福祉部高齢者福祉課)
	受託者	なし
	サービス提供者	研究会に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設
	資金提供者	なし
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	なし
サービス内容	研究会に参加し、セルフチェックの実施等を通じて、質の高い介護サービスをサービス対象者に提供する。	
成果指標	要介護度の改善人数及びそれぞれの改善段階	
事業期間	—	
契	総額	※実績額（奨励金交付対象者総数）

【令和2年5月時点】

		平成 25 年度 : 6,800 千円 (47 人) 平成 26 年度 : 12,460 千円 (86 人) 平成 27 年度 : 14,380 千円 (98 人) 平成 28 年度 : 17,060 千円 (121 人) 平成 29 年度 : 16,280 千円 (110 人) 平成 30 年度 : 24,840 千円 (133 人)
	最低支払額	—
	成果連動支払額	総額と同じ
財政効果 の試算	費目	介護給付費
	金額	—
	国の補助の活用の有無	なし
	債務負担行為の有無	なし
	事業者選定方法	—
成果実績		本事業の実績額等については、上記金額のとおり。 なお、指定介護予防サービスにおける事業所評価加算で用いられる成果指標算定式 <sup>1</sup> で、本事業対象となる施設での成果指標を算出したところ、いずれも成果指標基準値の 0.7 を上回った。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

品川区では、平成 14 年度に「品川区介護サービス向上委員会答申書」において、施設自らがサービス内容を見直すことが重要との考えが示されたことから、平成 15 年度より「品川区施設サービス向上研究会」を立ち上げ、特別養護老人ホーム・老人保健施設・特定施設（ケアホーム）、障害者施設を対象とし、セルフチェック（自己評価）シートの開発・運用を中心とした介護サービスの質の評価に関する取組を行っており、令和 2 年度 5 月時点で 20 施設が参加している。

セルフチェックは、以下の要領で行われる。

- ①各施設の職員が、自らの施設で提供しているサービスについて、「日常生活援助サービス」、「地域連携」、「設備・環境」、「マネジメント（運営管理）」に関する 119 項目の質問に対して自己評価を行う。
- ②品川区は、①の結果を集計し、その結果を踏まえ、当該施設へ助言等といったフィードバックを行う。
- ③施設長は、②のフィードバックも踏まえ、①のセルフチェックの総括・課題の抽出、課題に対する対応策を整理し、翌年の向上計画として、施設の年間計画に組み込むと

<sup>1</sup> 成果指標算定式 = (要介護度維持者数 + (改善者数 × 2)) / 更新・変更認定を受けた要介護者数

## 【令和2年5月時点】

ともに、その結果を向上研究会にて共有する。

品川区では、このセルフチェックを通じた、継続した質の高いサービス提供をより一層、推進するため、入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により入所者の介護度が改善された場合に、その改善に至るサービスの質を評価し、奨励金を支給する「品川区要介護度改善ケア奨励事業」を平成25年度より開始した。要介護度改善ケア奨励事業については、研究会への参加を要件としている。これは、本事業が単に要介護度が改善したという結果だけを評価するのではなく、研究会に参加している施設は、セルフチェックの実施等を通じてサービスの向上に取り組み、質の担保に努めていることが、要介護度の改善につながっていると考えているためである。

また、奨励金が施設におけるサービスの質の維持・向上に適切に活用されるよう、さらに、奨励金が職員の意欲向上につながるよう、施設に対し、奨励金の趣旨及び金額等を職員に周知することを求める事業設計とした。

なお、施設におけるサービス内容と要介護度改善の因果関係を明らかにするため、品川区においては、サービス対象者の状態変化、具体的な処遇内容、施設全体としての取組等について、詳細なデータ分析作業を行うとともに、在宅サービスへの展開も計画している。

### イ 体制の詳細

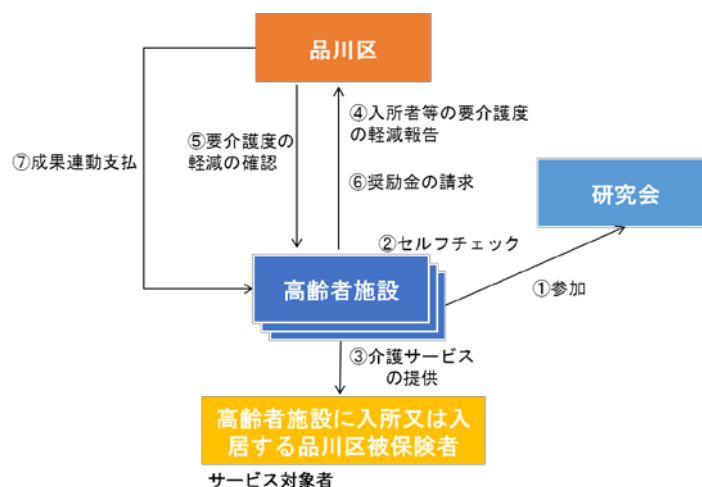
本事業に参加したい施設は、研究会に参加し、セルフチェックシートの活用等を通じて、サービスの質の向上に取り組む。

上記取組の結果、当該施設の入所者の要介護度が改善された際に、当該施設は、品川区にその旨を所定の様式により報告する。品川区は、その報告の内容等を確認の上、当該施設からの請求に基づき、奨励金を交付する。

品川区においては、特別養護老人ホームへの入所申込は、区が一括して取りまとめ、「入所調整会議」において、必要度の高い人から、優先して入所できる仕組みとしているため、施設が、要介護度が改善されやすいサービス対象者を優先的に入所等させることは、生じない仕組みとなっている。

なお、品川区においては、本事業は、2名の体制で実施している。

図表1 事業体制



#### ウ 事業スケジュール

平成15年度に研究会を立ち上げ、平成24年度から、事業検討を行い、平成25年度から本事業を開始した。

#### エ 評価手法

##### ① 成果指標の設定

成果指標は、介護サービスによるアウトカムである「要介護度」のみである。品川区においては、インプットやアウトプットである職員体制や施設整備、サービス内容の充実等については、研究会におけるセルフチェックを通じて、適切に評価されていると考え、「要介護」のみを成果指標とした。

##### ② 評価方法

要介護度の認定（評価）は、品川区が行っている。

また、セルフチェックの結果については、品川区も確認しており、必要に応じて、当該施設に対し、フィードバックを行っている。

#### オ 支払条件

支払条件は、要介護度が1段階改善されると、介護報酬が約22千円減額となることから、要介護度が1段階改善する毎の奨励金の単価を20千円に設定した。（要介護度が2段階以上改善された場合は、「改善された段階×20千円」となる。）

令和2年度新規認定分からは、要介護度の改善がされた場合、段階に関係なく奨励金単価は一律20千円となる。他の条件は変更なし。

奨励金は、年度の初日を基準日とし、基準日に対象の施設に入所等しているサービス対象

## 【令和2年5月時点】

者について、前年度1年間において、当該施設における介護サービスの結果、要介護度が、それ以前の要介護度から改善された場合に、その改善された要介護度を維持・改善した期間に応じて、最大12カ月間交付される。

なお、老人保健施設は、入所者の利用期間が短いため、入所期間中に要介護度が改善した場合に、退所までの期間で奨励金を交付する。

### キ 中間支援組織

本事業では、中間支援組織を設けておらず、品川区の担当課である福祉部高齢者福祉課が中心となって事業化の検討を進めた。